

滋賀県情報公開審査会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県情報公開条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県情報公開審査会を開催しました。

●名称：第272回滋賀県情報公開審査会

●日時：平成30年9月21日（金）午前10時05分～午前11時50分

●場所：大津市京町四丁目1-1
県庁本館4階 4-A会議室

●議事：

- 1 （仮称）滋賀県公文書等の管理に関する条例等の検討状況について次の資料に基づいて事務局から説明を行った。各委員から意見を聴取した。
 - ・（仮称）滋賀県公文書等の管理に関する条例等の検討状況について
 - ・文書廃棄に際し行政委員会の議を経た場合の第三者機関への意見聴取のあり方について

【質疑応答・意見等】

（仮称）滋賀県公文書等の管理に関する条例等の検討状況について

（委員） 永年保存規定を廃止し最長30年の保存期間とするとのことであるが、永年保存と30年の間に開きがあり過ぎるのではないか。

（事務局） 保存期間を最長30年とすることは、国際的な基準であり、現在滋賀県の有期限文書の最長の保存期間も30年である。永年保存規定廃止後は、30年経過したら全て捨てるのではなく、現用として必要であれば保存期間を延長し、歴史資料として重要なものであれば公文書館に移管することとなる。

（委員） 現在、永年保存規定で保存されているものは、条例施行後全て公文書館に移管されるのか。

（事務局） 全て移管されるのではなく、歴史資料として重要であるか否かで選別して移管される。

（委員） 特定歴史公文書等の中に、外形的に個人メモに見えるようなものが存在する場合、個人メモであるからという理由で非公開の取扱いになる恐れはないか。

（事務局） 公文書館へ移管される文書は、公文書として保存されているものを移管するのであるから、移管の段階で外形的

に個人メモに見えるようなものが挟まっていたとしても、保存の実態として公文書として評価されるものであるため、個人メモであることを理由にして非公開にすることはない。

(委員) 特定歴史公文書等は、作成から30年を超えるものについては、時の経過に応じて非公開部分を縮小して公開することだが、30年前という記憶も鮮明に残っており、短すぎるのではないか。

(事務局) 作成から30年経過すると自動的に非公開部分が縮小されるわけではなく、非公開情報の内容によって80年や100年の期間を設けたり、非公開のままとする情報もある。

(委員) 特定歴史公文書等の目録だけで一般の方が正しい請求を行えるのか。

(事務局) 特定歴史公文書等の目録に、ファイル名だけでなく文書件名を追加すること等により、文書を特定しやすい目録を作成することを予定している。また、公文書館の職員によるレファレンスを充実させることで、正しい請求を行っていただけるようにする。

(委員) 文書を作成した時には歴史的に重要でない文書であっても、後世において歴史的価値が出てくる場合がある。保存期間が満了した段階で歴史的価値を判断する際に、文書作成時の判断よりも慎重な判断ができるようにした方がよいのではないか。

(事務局) 運用等で検討してまいりたい。

文書廃棄に際し行政委員会の議を経た場合の第三者機関への意見聴取のあり方について

(委員) 行政不服審査法において行政委員会が審査庁である場合に附属機関への諮問を要しない制度となっているのは、争訟全体の制度の中で行政不服審査には簡易迅速性の要請があるため、屋上屋を架すのはどうかという配慮があるのでは。公文書の廃棄についてもそのような要請があるといえるか。

他の自治体の状況も把握したい。手続を簡易にするという面で、他の自治体より突出するのはどうか。

(委員) 情報公開制度ではこのような特例はない。附属機関の趣旨は、廃棄であれば、歴史的価値の判断について専門性をもつことに意味がある。行政委員会だから外すという話にはならないのでは。

(事務局) 御意見を踏まえ、制度を検討したい。

2 諮問第145号（公文書一部公開決定に対する審査請求）の審議
対象公文書：特定事業者の外来水生植物駆除委託業務に関する文書
担 当 課：自然環境保全課（主務課所）、環境政策課（裁決担当課）
○答申案の審議を行った。

3 その他

●会議の公開・非公開：議事1に係る会議は公開で行い、議事2に係る会議は非公開で行いました。